

仕 様 書

建設局南部土木みどり事務所

(担当 森山、藤川 電話 075-691-3158)

件 名	向橋高欄修繕
履 行 期 間	契約の日の翌日 から 令和7年11月14日まで
履 行 場 所	京都市下京区七条御所ノ内西町 地内
契 約 条 件	1 目的 西高瀬川に架かる向橋について、高欄支柱の根元部分が腐食していることから、橋の適切な維持管理及び通行者の安心・安全を確保するため、修繕するものである。 2 業務範囲及び業務内容 別紙のとおり (1) 作業着手前に監督職員と現地立会を行うこと。 (2) 作業着手前に監督職員と作業工程、作業の周知等について協議した後、作業着手すること。 (3) 作業完了後、完了届、写真帳を提出すること。 写真帳は、着手前・完成写真、作業工程ごとの作業状況の写真を撮影し、提出すること。 (4) 本作業に係る使用材料については、作業着手前に必ず監督職員に確認を依頼し承認を得ること。 3 特記事項 (1) 業務に要する材料費、労務費、車両運搬費、仮設資材、機械工具類の賃料・損料、消耗品費及び諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。 (2) 業務に伴い発生した廃棄物は、適正に処理するものとし、運搬費及び処分費は、本業務に含む。 (3) 作業に際しては、道路交通及び通行者等の安全確保及び近隣住民等に十分配慮すること。 (4) 作業中の安全管理は、受注者の責任において行うこと。 (5) 本仕様書に掲げる作業以外に作業が生じた場合は別途協議する。 4 支払条件 業務完了後、履行場所において適切に業務が履行されていることを確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。 以上

注 本仕様について不明な点がある場合は、担当者の指示に従ってください。